

自然災害時（台風、降雪・積雪）等の訓練の取扱い

佐世保訓練センター

平成25年11月 1日 制定

令和 元年10月 2日 改正

令和 3年 4月 1日 改正

自然災害等や気象状況などにより、**佐世保市（宇久地域を除く）**の状況が、次のいずれかの場合は、下記の1～3のと通りの取扱いとします。

- (1) 「特別警報」が発令されている場合
- (2) 「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発令されている場合
- (3) 「暴風警報」と「洪水警報」が同時に発令されている場合
- (4) 「大雪警報」が発令されている場合
- (5) 「暴風雪警報」が発令されている場合
- (6) 全公共交通機関（鉄道・バスなど）が全面運休

※ 気象状況や公共交通機関運行状況については、天気予報または気象庁のホームページ、テレビ・ラジオ等のニュース、各交通機関等、電話サービス等で確認すること。

記

- 1 **午前7時の時点で**、上記の警報等が発令されている場合、当日の午前（3時限目）までを休講とします。
- 2 **午前10時までに**、上記の警報等が解除されたときは、午後（4時限目）から訓練を実施します。
- 3 **午前10時を過ぎても**、上記の警報等が解除されないときは、その日を訓練休とします。

※ 通所後（通所途中）で警報の発令を知り得た時は、地域的な状況を鑑みて、安全を第一に考え、各自で適切な判断によって対処（ポリテクセンターへ通所または自宅へ引き返す等の対応）してください。

※ 悪天候により通所が困難となることが想定される場合は、前日の終礼時等において担当指導員から具体的な指示がありますので、その指示に従ってください。

※ 予期せぬ災害、事故時等における取扱いについて

訓練受講生は、公共交通機関の運行状況のほか、道路冠水、浸水、洪水または土砂崩れ、あるいは積雪、凍結などにより、各自の居住地域において通所が困難な場合は、危険を冒して通所することなくその旨を施設（担当指導員）へ連絡すること。

風雨等の自然災害の発生は画一的に対処できない場合があり、企業実習等で直接指示が届かない状態等においては、各自の判断により行動せざるを得ないので、企業実習先での指示を仰ぐほか、可能な限り利用可能な通信手段等を利用して施設（担当指導員）との連絡を取り、対応を協議すること。